

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	67,993	10,199	94	7,135	75,222	10,199
社	債	138,980	20,847	174	2,988,021	3,127,175	20,847
預貯金	郵便貯金	2,633,466	395,020	223,498	8,374	2,865,338	395,020
	銀行預金	5,938,333	890,750	45,889	3,911,080	9,895,302	890,750
	銀行以外の金融機関の預金	1,682,280	252,342	32,998	872,873	2,588,151	252,342
	勤務先預金	485,213	72,782	-	-	485,213	72,782
合同運用信託の収益の分配		149,193	22,379	1,091	9,774	160,058	22,379
公社債投資信託の収益の分配		65,020	9,753	-	1,658	66,678	9,753
小 計		11,160,478	1,674,072	303,744	7,798,915	19,263,137	1,674,072
定期積金の給付補てん金等		228,166	34,225	-	716,765	944,931	34,225
匿名組合契約等に基づく収益の分配、生命保険等の差益		101,728	16,687	385	-	102,113	16,687
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		11,490,372	1,724,984	304,129	8,515,680	20,310,181	1,724,984

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	千円 11,407,149	千円 2,274,107	千円 871,728	千円 1,108,115	千円 81,667	千円 13,386,992	千円 2,355,774
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	-	-	-	11,066	794	11,066	794
計	11,407,149	2,274,107	871,728	1,119,181	82,461	13,398,058	2,356,568

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	4,060,079	284,200

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 426,674,028	千円 14,004,319	千円 1,043,036,944	千円 29,020,257	千円 1,469,710,972	千円 43,024,576
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	426,071	15,261	7,654,098	140,591	8,080,169	155,852
	計	427,100,099	14,019,580	1,050,691,042	29,160,848	1,477,791,141	43,180,428
退 職 所 得		34,180,623	501,253	26,867,404	762,632	61,048,027	1,263,885
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成20年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	2,228,530	231,625
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	11,717,469	1,190,612
	診療報酬	16,693,777	1,441,017
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	5,674,271	310,487
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,079,049	124,279
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	770,243	39,676
	契約金・賞金	52,583	4,741
	小 計	38,215,922	3,342,437
法第203条の2該当（公的年金等）		1,441,437	25,608
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		871,275	4,104
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		-	-
計		40,528,634	3,372,151
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成20年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は 免税分	総 額	
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	4,791	-	4,791	782
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	836,051	-	836,051	58,353
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	184,296	287,156	471,452	35,152
退 職 所 得	-	-	-	-
役 務 の 報 酬	9,275	-	9,275	1,803
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	56,383	-	56,383	5,746
著作権の使用料又はその譲渡による対価	34,399	-	34,399	3,440
貸 付 金 の 利 子	4,280	-	4,280	856
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	723,118	26,020	749,138	137,949
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	444,960	-	444,960	44,496
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	11,538	-	11,538	2,305
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-	-	-
賞 金	-	-	-	-
合 計	2,309,091	313,176	2,622,267	290,882

調査対象等：平成20年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成20年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。